



稲城市告示第64号

令和4年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和4年6月3日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和4年6月10日
- 2 場所 稲城市議会議場

## 令和4年第2回稲城市議会定例会 議案目録

### <条 例>

第19号議案 稲城市市税条例等の一部を改正する条例

### <補正予算>

第20号議案 令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

第21号議案 令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

### <そ の 他>

第22号議案 循環バス車両の買入れについて

第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号））

第26号議案 稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1路線）

### <報 告>

第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和3年度東京都稲城市一般会計予算）

第2号報告 事故繰越し繰越計算書について（令和3年度東京都稲城市一般会計予算）

第3号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和3年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）

第4号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について

第5号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第19号議案

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。  
第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の都民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第74条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第74条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

付則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「4分の3」を「12分の7」に改め、同条第10項から第12項までの規定中「2分の1」を「3分の1」に改める。

付則第10条の3第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

付則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第18条の3の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第18条の3の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第18条の3の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第18条の9を削る。

（稲城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和3年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

稲城市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加

え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中稲城市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例付則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例付則第18条の9を削る改正規定並びに第2条の規定並びに付則第3条第1項及び第2項の規定  
令和5年1月1日
- (2) 第1条中稲城市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例付則第16条の3第2項、第18条の3の2第4項並びに第18条の3の3第4項及び第6項の改正規定並びに付則第3条第3項の規定  
令和6年1月1日
- (3) 第1条中稲城市市税条例第18条の4、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに付則第4条第3項及び第4項の規定  
令和6年4月1日

### (納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

### (市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定によ

る改正前の稲城市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日からこの条例の施行の日前までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項及び第27項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。



## 議案概要説明書

議案番号	第19号	担当課	市民部課税課
件名	稲城市市税条例等の一部を改正する条例		
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）等の一部を改正するものです。</p> <p><b>【第1条の改正内容（稲城市市税条例の一部改正）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第18条の4、第73条の2及び第73条の3           <p style="margin-left: 20px;">不動産登記法（平成16年法律第123号）の改正により、登記簿上の住所がDV被害者等のものである場合に、当該住所に代わる事項を記載する措置が講じられることとなることに伴い、市が固定資産税に係る証明書を交付する場合等についても同様の措置を講ずることとするため、規定を整備します。（令和6年4月1日施行）</p> </li> <li>○ 第33条、第34条の9、付則第16条の3、付則第18条の3の2及び付則第18条の3の3           <p style="margin-left: 20px;">地方税法において、上場株式等の配当等所得及び譲渡所得に係る課税方式の選択制度が廃止され、所得税の確定申告書に記載された課税方式と一致させることとされたことに伴い、規定を整備します。（令和6年1月1日施行）</p> </li> <li>○ 第36条の2及び第36条の3           <p style="margin-left: 20px;">地方税法の改正等に伴い、市民税の申告義務に係る引用条項等を整理します。（令和6年1月1日施行）</p> </li> <li>○ 第36条の3の2及び第36条の3の3           <p style="margin-left: 20px;">給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名を記載し、申告しなければならない旨を規定します。（令和5年1月1日施行）</p> </li> <li>○ 第74条及び付則第10条の3           <p style="margin-left: 20px;">住宅用地に係る申告及び新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について、納税義務者の負担を軽減するため、市長が申告の必要が</p> </li> </ul>			

ないと認めるときは、申告書の提出を要しないこととします。（公布の日施行）

○ 付則第7条の3の2

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限を4年間延長し、令和7年12月31日までに入居した者を対象とします。（令和5年1月1日施行）

○ 付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

\* 第2項

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象となっている下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限が延長されるとともに、市で定めることができる特例割合の範囲が見直されたことから、当該施設の特例割合を4/5（現行：3/4）に変更します。なお、特例適用期間は、特例適用資産を取得した翌年の1月1日を賦課期日とする年度から恒久的に適用されます。（公布の日施行）

\* 第3項から第12項まで

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象となっている再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限が延長されたことを受け、当該設備の導入を更に促進するため、特例割合を次のとおり変更します。（公布の日施行）

(1) 特例適用資産及び特例割合

特例適用資産	特例割合		該当項
	改正前	改正後	
太陽光発電設備（1,000kW未満）	2/3	1/2	第3項
風力発電設備（20kW以上）			第4項
地熱発電設備（1,000kW未満）			第5項
バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）			第6項
太陽光発電設備（1,000kW以上）	3/4	7/12	第7項
風力発電設備（20kW未満）			第8項
水力発電設備（5,000kW以上）			第9項
水力発電設備（5,000kW未満）	1/2	1/3	第10項
地熱発電設備（1,000kW以上）			第11項
バイオマス発電設備（10,000kW未満）			第12項

(2) 特例適用期間 特例適用資産を取得した翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分

- 付則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正に伴い、引用条項を整理します。

（令和5年1月1日施行）

- 付則第18条の9（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限の延長に伴い、条を削除します。（令和5年1月1日施行）

**【第2条の改正内容（稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和3年稲城市条例第9号）の一部改正）】**

- 第36条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第1条による稲城市市税条例第36条の3の3の改正に伴い、規定を整備します。

（令和5年1月1日施行）

**【経過措置】**

付則において、経過措置について規定します。

稲城市市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

○第1条による改正（稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号））

新	旧
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、稲城市手数料条例(平成12年稲城市条例第12号)の定めるところによる。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 ……(略)</p> <p>2・3 ……(略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 ……(略)</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、稲城市手数料条例(平成12年稲城市条例第12号)の定めるところによる。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 ……(略)</p> <p>2・3 ……(略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 ……(略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があ</p>

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 …… (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条

ると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 …… (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条

の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 ……(略)

第36条の3 ……(略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与

の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 ……(略)

第36条の3 ……(略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与

支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) …… (略)

2～5 …… (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) …… (略)

2～5 …… (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定に

支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2)・(3) …… (略)

2～5 …… (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2)・(3) …… (略)

2～5 …… (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定に

よる措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) …… (略)

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨市長に申告しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

付 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …… (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

よる措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

(住宅用地の申告)

第74条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨市長に申告しなければならない。

付 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …… (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)



- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
  - 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
  - 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
  - 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
  - 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
  - 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
  - 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
  - 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
  - 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
  - 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
  - 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13～17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) …… (略)

2～13 …… (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
  - 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
  - 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
  - 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
  - 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
  - 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
  - 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
  - 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
  - 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
  - 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
  - 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13～17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

2～13 …… (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 …… (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 …… (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 …… (略)

2・3 …… (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 …… (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 …… (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 …… (略)

2・3 …… (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 …… (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の3 …… (略)

2・3 …… (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 …… (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第18条の3の3第3項前段に規定

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 …… (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の3 …… (略)

2・3 …… (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 …… (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第18条の3の3第3項前段に規定

する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第18条の9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

○ 第2条による改正（稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和3年稲城市条例第9号））

新	旧（第1条の規定による改正後）
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族</u>であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p> <p>2～5 …… (略)</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>控除対象扶養親族</u>であって退職手当等に係る所得を<u>有しない者を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p> <p>2～5 …… (略)</p>

以下余白











































第20号議案

令和4年度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

令和 4 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 471,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,738,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 10 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		329,649	2,015	331,664
	1 負担金	329,649	2,015	331,664
16 国庫支出金		6,559,000	350,878	6,909,878
	1 国庫負担金	5,516,200	70,968	5,587,168
	2 国庫補助金	1,020,475	279,910	1,300,385
17 都支出金		5,926,326	27,592	5,953,918
	2 都補助金	3,532,978	27,592	3,560,570
21 繰越金		300,000	89,906	389,906
	1 繰越金	300,000	89,906	389,906
22 諸収入		1,040,536	13,745	1,054,281
	4 雑収入	551,743	13,745	565,488
歳入合計		36,267,395	484,136	36,751,531

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,412,640	8,855	3,421,495
	1 総務管理費	2,720,232	8,855	2,729,087
3 民生費		17,191,866	54,592	17,246,458

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	5,322,137	34,084	5,356,221
	2 児童福祉費	9,545,428	20,508	9,565,936
4 衛生費		3,366,812	197,276	3,564,088
	1 保健衛生費	1,926,034	197,276	2,123,310
6 農林費		77,592	61,901	139,493
	1 農業費	77,592	61,901	139,493
7 商工費		394,045	102,706	496,751
	1 商工費	394,045	102,706	496,751
9 消防費		1,121,356	1,912	1,123,268
	1 消防費	1,121,356	1,912	1,123,268
10 教育費		4,643,934	56,894	4,700,828
	2 小学校費	1,120,726	12,350	1,133,076
	3 中学校費	607,316	5,739	613,055
	4 幼稚園費	54,250	13,235	67,485
	6 保健体育費	1,299,647	25,570	1,325,217
歳出合計		36,267,395	484,136	36,751,531

歲入歲出預算事項別明細書

歳入

第14款 分担金及び負担金 (補正額 2,015 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	負 担 金	329,649	2,015	331,664		
	2 衛生費負担金	2,758	2,015	4,773		
					1 保健衛生費 負 担 金	2,015
	計	329,649	2,015	331,664		

説 明		
(健康課)		2,015
予防接種負担金		2,015

第14款 分 担 金 及 び 負 担 金

第16款 国庫支出金 (補正額 350,878 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国 庫 負 担 金	5,516,200	70,968	5,587,168		
	2 衛生費国庫負担金	145,458	70,968	216,426		
					1 保健衛生費 負 担 金	70,968
2	国 庫 補 助 金	1,020,475	279,910	1,300,385		
	4 衛生費国庫補助金	202,253	54,176	256,429		
					1 保健衛生費 補 助 金	54,176
	6 総務費国庫補助金	263,103	225,734	488,837		
					1 総務管理費 補 助 金	225,734
	計	6,559,000	350,878	6,909,878		

説 明		
(健康課)		70,968
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 (10/10)		70,968
(健康課)		54,176
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 (10/10)		54,176
(財政課)		225,734
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		225,734

第16款 国 庫 支 出 金

第17款 都支出金 (補正額 27,592 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,532,978	27,592	3,560,570		
	1 総務費都補助金	1,253,339	3,677	1,257,016		
				1 総務費補助金	3,677	
	2 民生費都補助金	1,606,230	2,065	1,608,295		
				3 児童福祉費補助金	2,065	
	7 教育費都補助金	458,620	13,564	472,184		
				1 小学校費補助金	9,261	
				2 中学校費補助金	4,303	
	8 農林費都補助金	6,231	8,286	14,517		
				1 農業費補助金	8,286	
	計	5,926,326	27,592	5,953,918		

説 明		
(総務契約課) 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 (10/10)		3,677 3,677
(子ども家庭支援センター課) とうきょうママパパ応援事業補助金 (10/10)		2,065 2,065
(指導課) 東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金 (3/4)		9,261 9,261
(指導課) 東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金 (3/4)		4,303 4,303
(経済課) 都市農地保全支援プロジェクト事業補助金 (3/4)		8,286 8,286

第17款 都 支 出 金

第21款 繰越金 (補正額 89,906 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
1	繰 越 金	300,000	89,906	389,906		
	1 繰 越 金	300,000	89,906	389,906		
				1 繰 越 金	89,906	
	計	300,000	89,906	389,906		

説 明		
(財政課) 繰越金		89,906 89,906

第21款 繰 越 金

第22款 諸 収 入 (補正額 13,745 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
	目					区 分	金 額
4	雑	入	551,743	13,745	565,488		
	3	雑 入	549,517	13,745	563,262		
						1 雑 入	13,745
	計		1,040,536	13,745	1,054,281		

説 明		
(子ども家庭支援センター課)		960
育児支援ヘルパー派遣利用者負担金		960
(学務課)		12,785
学校給食費等		12,785
現年度分		12,785

第22款 諸 収 入

歳 出

第2款 総務費 (補正額 8,855 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	2,720,232	8,855	2,729,087	5,178	3,677	0	0	0
	1 一般管理費	1,931,655	5,555	1,937,210	1,878	3,677	0	0	0
					0	3,677	0	0	0
					1,878	0	0	0	0
	9 電算管理費	479,041	3,300	482,341	3,300	0	0	0	0
					3,300	0	0	0	0
	計	3,412,640	8,855	3,421,495	5,178	3,677	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,619	2 一般事務費 (総務契約課) 18負担金補助及び交付金 感染拡大防止対策推進事業補助金
4 共 済 費	259	9 会計年度任用職員関係費 (人事課) 1 報酬 その他報酬 第1種会計年度任用職員報酬
18 負担金補助及び 交 付 金	3,677	4 共済費 健康保険負担金 健康保険負担金 厚生年金負担金 厚生年金負担金 労働者災害補償保険等 労働者災害補償保険等
12 委 託 料	3,300	1 電算管理運営費 (ICT推進課) 12委託料 システム開発委託



第3款 民生費 (補正額 54,592 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	5,322,137	34,084	5,356,221	26,857	0	0	0	7,227
	2 心身障害者福祉費	1,828,047	7,233	1,835,280	7,233	0	0	0	0
					7,233	0	0	0	0
	3 老人福祉費	173,325	19,624	192,949	19,624	0	0	0	0
					19,624	0	0	0	0
	5 国民健康保険事業費	1,014,907	7,227	1,022,134	0	0	0	0	7,227
					0	0	0	0	7,227
2	児 童 福 祉 費	9,545,428	20,508	9,565,936	17,483	2,065	0	960	0
	1 児童福祉総務費	486,433	3,025	489,458	0	2,065	0	960	0
					0	2,065	0	960	0
	2 児童処遇費	8,535,225	16,319	8,551,544	16,319	0	0	0	0
					14,337	0	0	0	0
					1,982	0	0	0	0
	3 保育所費	33,067	223	33,290	223	0	0	0	0
					223	0	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
18 負担金補助及び交付金	7,233	5 自立支援給付等事業 (障害福祉課)	7,233
		18負担金補助及び交付金	7,233
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	7,233
18 負担金補助及び交付金	19,624	2 老人福祉関係事務事業 (高齢福祉課)	19,624
		18負担金補助及び交付金	19,624
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	19,624
27 繰 出 金	7,227	2 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)	7,227
		27繰出金	7,227
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金	7,227
12 委 託 料	3,025	3 子ども家庭支援センター運営事業 (子ども家庭支援センター課)	3,025
		12委託料	3,025
		育児支援ヘルパー派遣委託	3,025
18 負担金補助及び交付金	16,319	4 保育所等運営委託・補助事業 (子育て支援課)	14,337
		18負担金補助及び交付金	14,337
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	14,337
		5 障害児支援事業 (障害福祉課)	1,982
		18負担金補助及び交付金	1,982
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	1,982
10 需 用 費	223	1 公立保育所等運営事業 (子育て支援課)	223
		10需用費	223

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	( 3 保 育 所 費 )								
	4 児 童 館 費	102,463	98	102,561	98	0	0	0	0
					98	0	0	0	0
	5 学 童 ク ラ ブ 費	388,240	843	389,083	843	0	0	0	0
					843	0	0	0	0
	計	17,191,866	54,592	17,246,458	44,340	2,065	0	960	7,227

節		金 額	説 明
区 分			
7	賄 材 料 費	223	⑦賄材料費 給食賄材料費 223
18	負担金補助及び 交 付 金	98	2 児童館運営事業（児童青少年課） 18負担金補助及び交付金 物価高騰等緊急対策臨時給付金 98
18	負担金補助及び 交 付 金	843	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課） 18負担金補助及び交付金 物価高騰等緊急対策臨時給付金 843

第4款 衛生費 (補正額 197,276 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	保 健 衛 生 費	1,926,034	197,276	2,123,310	119,966	0	0	0	77,310
	1 保健衛生総務費	349,217	1,920	351,137	1,920	0	0	0	0
					1,920	0	0	0	0
	2 予 防 費	800,798	195,356	996,154	118,046	0	0	0	77,310
					118,046	0	0	0	77,310
	計	3,366,812	197,276	3,564,088	119,966	0	0	0	77,310

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
3 職 員 手 当	1,920	1 人件費 (人事課)	1,920
		3 職員手当	1,920
		時間外勤務手当	1,920
1 報 酬	1,820	1 予防接種事業 (健康課)	195,356
		1 報酬	1,820
		その他報酬	1,820
		第2種会計年度任用職員報酬	1,820
10 需 用 費	1,368	10 需用費	1,368
		① 消耗品費	1,200
1 消 耗 品 費	1,200	事業用	1,200
		④ 印刷製本費	168
4 印 刷 製 本 費	168	事業用	168
11 役 務 費	5,077	11 役務費	5,077
		手数料	2,199
		接種費用支払代行手数料	2,199
12 委 託 料	177,374	通信運搬費	2,878
		郵便料等	2,798
		電話料等	80
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	400	12 委託料	177,374
		予防接種委託	146,757
		事務委託	6,313
		ワクチン配送等業務委託	792
		廃棄物処分委託	440
		バス運行業務委託	6,072
		ワクチン接種関係システム運営等委託	17,000
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,015	13 使用料及び賃借料	400
		パソコン等賃借料	400
19 扶 助 費	7,302	18 負担金補助及び交付金	2,015
		予防接種負担金	2,015
		19 扶助費	7,302
		予防接種助成	7,302



第7款 商 工 費（補正額 102,706 千円）

（単位：千円）

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	商 工 費	394,045	102,706	496,751	102,706	0	0	0	0
	2 商工業振興費	332,361	102,706	435,067	102,706	0	0	0	0
					22,119	0	0	0	0
					80,587	0	0	0	0
	計	394,045	102,706	496,751	102,706	0	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
1 報 酬	541	2 商工会経費（経済課）	22,119
		18負担金補助及び交付金	22,119
10 需 用 費	10	商工会補助金	22,119
1 消 耗 品 費	10	10 新型コロナウイルス感染症対策応援事業（経済課）	80,587
		1 報酬	541
11 役 務 費	36	その他報酬	541
		第2種会計年度任用職員報酬	541
18 負担金補助及び交付金	102,119	10 需用費	10
		①消耗品費	10
		事業用	10
		11 役務費	36
		手数料	36
		振込手数料	36
		18 負担金補助及び交付金	80,000
		頑張れ！稲城の事業継続支援金	80,000



第10款 教育費（補正額 56,894 千円）

（単位：千円）

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	小 学 校 費	1,120,726	12,350	1,133,076	0	9,261	0	0	3,089
	2 教育振興費	225,192	12,350	237,542	0	9,261	0	0	3,089
					0	9,261	0	0	3,089
3	中 学 校 費	607,316	5,739	613,055	0	4,303	0	0	1,436
	2 教育振興費	138,512	5,739	144,251	0	4,303	0	0	1,436
					0	4,303	0	0	1,436
4	幼 稚 園 費	54,250	13,235	67,485	13,235	0	0	0	0
	1 幼児教育援助費	54,250	13,235	67,485	13,235	0	0	0	0
					13,235	0	0	0	0
6	保 健 体 育 費	1,299,647	25,570	1,325,217	12,785	0	0	12,785	0
	3 学校給食費	855,056	25,570	880,626	12,785	0	0	12,785	0
					12,785	0	0	12,785	0
	計	4,643,934	56,894	4,700,828	26,020	13,564	0	12,785	4,525

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
12 委 託 料	12,350	4 小学校GIGAスクールに関する経費（指導課）	12,350
		12委託料	12,350
		デジタル利活用支援員配置業務委託	12,350
12 委 託 料	5,739	4 中学校GIGAスクールに関する経費（指導課）	5,739
		12委託料	5,739
		デジタル利活用支援員配置業務委託	5,739
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	13,235	1 幼児教育振興に関する経費（子育て支援課）	13,235
		18負担金補助及び交付金	13,235
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	13,235
10 需 用 費	12,785	2 管理運営費	25,570
		（学務課）	12,785
7 賄 材 料 費	12,785	18負担金補助及び交付金	12,785
		物価高騰等緊急対策臨時給付金	12,785
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	12,785	（学校給食課）	12,785
		10需用費	12,785
		⑦賄材料費	12,785
		給食賄材料費	12,785

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括 (単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	[169] (19) 508	377,135	1,984,282	1,631,962	3,993,379	762,134	4,755,513	
補 正 前	[169] (19) 508	375,516	1,984,282	1,630,042	3,989,840	761,875	4,751,715	
比 較	[0] (0) 0	1,619	0	1,920	3,539	259	3,798	

  

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 期 末 ・ 勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
		補 正 後	47,724	314,232	59,817	40,892	6,584	142,423	3,431	0	922,897	15,165	34,485	240
補 正 前	47,724	314,232	59,817	40,892	6,584	140,503	3,431	0	922,897	15,165	34,485	240	43,892	180
比 較	0	0	0	0	0	1,920	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。  
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	1,619	予防接種事業に伴う増分	1,619	月額報酬 通勤分 時間外勤務分 第1種会計年度任用職員 5人分
給 料	0	-	0	
職 員 手 当	1,920	予防接種事業に伴う増分	1,920	時間外勤務手当



## 議案概要説明書

議案番号	第20号	担当課	企画部財政課						
件名	令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">36,267,395</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">484,136</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">36,751,531</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び感染拡大防止対策（第25弾）として、コロナ禍において原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民や事業者を支援するため、プレミアム付きデジタル商品券の発行数を増やすことに伴う商工会補助金の増額、頑張れ！稲城の事業継続支援金（第5弾）を交付することに伴う経費の計上、市内農家に対して農業用資材を購入するための補助金を交付することに伴う経費の計上、市内の保育所、幼稚園、学童クラブ、児童館、障害福祉施設及び高齢福祉施設のサービス提供事業者に対して物価高騰等緊急対策臨時給付金を支給することに伴う交付金の計上、学校給食食材等の物価高騰による給食賄材料費の増額に伴い保護者の負担を軽減するための物価高騰等緊急対策臨時給付金の計上等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を行うこと等に伴う経費の計上、重症化するリスクの高い者が利用する施設においてPCR検査等を実施するための補助金の計上等を行うものです。</p> <p>その他としては、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種の積極的勧奨及びキャッチアップ接種に係る経費の計上、東京都のとうきょうママパパ応援事業補助金を活用し育児支援ヘルパーの対象を拡大することに伴う委託料の増額、東京都の都市農地保全支援プロジェクト事業補助金を活用した防薬対策事業補助金の増額、東京都のデジタル利活用支援員配置支援事業補助金を活用し小中学校にデジタル利活用支援員を配置するための委託料の計上、OpenStreet株式会社との防災協定に伴い提供された携帯端末機器等の充電機材を追加配備するための消耗品費の計上等を行うものです。</p>				補正前の予算総額	36,267,395	補正額	484,136	補正後の予算総額	36,751,531
補正前の予算総額	36,267,395								
補正額	484,136								
補正後の予算総額	36,751,531								

第21号議案

令和4年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

## 令和 4 年 度

### 東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 10 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,544,988	△12,043	1,532,945
	1 国民健康保険税	1,544,988	△12,043	1,532,945
5 都 支 出 金		5,287,170	4,816	5,291,986
	1 都 補 助 金	5,287,169	4,816	5,291,985
7 繰 入 金		959,788	7,227	967,015
	1 他 会 計 繰 入 金	959,787	7,227	967,014
歳 入 合 計		7,806,954	0	7,806,954

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納 付 金		2,560,729	0	2,560,729
	1 医 療 給 付 費 分	1,761,328	0	1,761,328
歳 出 合 計		7,806,954	0	7,806,954

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 1 款 国民健康保険税 (補正額 △12,043 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国民健康保険税	1,544,988	△12,043	1,532,945		
	1 一般被保険者 国民健康保険税	1,544,976	△12,043	1,532,933		
					1 医療給付費分 現年課税分	△8,120
					2 後期高齢者支援 金分現年課税分	△1,914
					3 介護納付金分 現年課税分	△2,009
	計	1,544,988	△12,043	1,532,945		

説 明		
(保険年金課) 一般被保険者医療給付費分保険税 普通徴収分		△8,120 △8,120 △8,120
(保険年金課) 一般被保険者後期高齢者支援金分保険税 普通徴収分		△1,914 △1,914 △1,914
(保険年金課) 一般被保険者介護納付金分保険税 普通徴収分		△2,009 △2,009 △2,009

第1款 国民健康保険税

第 5 款 都 支 出 金 (補正額 4,816 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,287,169	4,816	5,291,985		
	1 保険給付費等 交 付 金	5,193,583	4,816	5,198,399		
					2 特別交付金	4,816
	計	5,287,170	4,816	5,291,986		

説 明		
(保険年金課) 特別調整交付金分(市町村分)		4,816 4,816

第5款 都 支 出 金

第 7 款 繰 入 金 (補正額 7,227 千円)

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	959,787	7,227	967,014		
	1 一般会計繰入金	959,787	7,227	967,014		

説 明		

第7款 繰 入 金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	( 1 一般会計繰入金)				1 一般繰入金	7,227
計		959,788	7,227	967,015		

説 明		
(保険年金課)		7,227
一般繰入金		7,227

第7款 繰 入 金





## 議案概要説明書

議案番号	第21号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）								
<p><b>【概要】</b></p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,806,954</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">7,806,954</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に伴う国民健康保険税の減額、都支出金及び繰入金の増額等を行うものです。</p>				補正前の予算総額	7,806,954	補正額	0	補正後の予算総額	7,806,954
補正前の予算総額	7,806,954								
補正額	0								
補正後の予算総額	7,806,954								

## 第22号議案

循環バス車両の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和4年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

循環バス車両の更新に伴い、換気能力の向上した車両を買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

## 循環バス車両の買入れについて

次のとおり循環バス車両を買い入れる。

- 1 買入れの目的 循環バス車両の更新に伴い、換気能力の向上した車両を買い入れるため
- 2 種類及び数量 循環バス車両 2台
- 3 買入れの金額 4,407万6,520円
- 4 買入れの相手方 所在地 東京都港区新橋五丁目18番1号  
名称 南関東日野自動車株式会社  
代表者 代表取締役社長 毛利 悟

## 議案概要説明書

議案番号	第22号	担当課	総務部総務契約課、都市建設部管理課
件名	循環バス車両の買入れについて		
<b>【概要】</b> <p>本案は、循環バス車両の更新に伴い、換気能力の向上した車両を買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			
<b>【取得する財産の内容】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>種類及び数量 循環バス車両 2台</li><li>基本仕様<ol style="list-style-type: none"><li>車種 日野自動車 ポンチョ</li><li>車型 2DG-HX9JLCE</li><li>トランスミッション 5速AT</li><li>寸法 全長6,990mm 全幅2,080mm 全高3,100mm</li></ol></li><li>その他 新型コロナウイルス感染症対策として、運転席に飛沫防護用の仕切り板及び窓に雨天時の換気用のバイザーを装着します。</li></ol>			
<b>【契約経過】</b> <ol style="list-style-type: none"><li>契約方法 随意契約</li><li>特命理由 南関東日野自動車株式会社は、現在、日本国内においてiバス路線を走行できるサイズの車両を製造している唯一の業者であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、同社との特命随意契約とするものです。</li><li>予定価格 4,407万6,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</li><li>見積日 令和4年3月3日</li><li>決定者 所在地 東京都港区新橋五丁目18番1号 名称 南関東日野自動車株式会社 代表者 代表取締役社長 毛利 悟</li></ol>			

6 契約金額 4,407万6,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 仮契約日 令和4年4月1日

8 納期限 令和5年3月31日

## 見積経過調書及び見積結果

見 積 日 令和4年3月3日

見積場所 電子入札サービス

件 名	循環バス車両購入		
事 業 者 名	南関東日野自動車株式会社		
第1回目見積	第2回目見積	第3回目見積	備 考
40,069,564円	円	円	決 定
見 積 結 果	<p>見積金額 40,069,564円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>契約金額 44,076,520円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>決 定 者 所在地 東京都港区新橋五丁目18番1号</p> <p>名 称 南関東日野自動車株式会社</p> <p>代表者 代表取締役社長 毛利 悟</p>		
納 期	契約確定の日から令和5年3月31日まで		

## 第23号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩



稲城市告示第28号

専 決 処 分 書

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩



## 稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

付則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、

「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

付則第19条の2第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

付則第28条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中市民税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の市民税について適用し、令和3年度分までの市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第23号	担当課	市民部課税課
件名	専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）		
<b>【概要】</b> <p>本案は、稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和4年稲城市条例第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <b>【専決処分の経過】</b> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日までに、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の関係規定を改正する必要があることから、稲城市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。</p> <b>【改正内容】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第34条の7（寄附金税額控除）<p>旧民法法人への寄附金に係る税額控除について、現行法人制度への移行期間から7年が経過したことに伴い、規定を削除します。</p></li><li>○ 第48条（法人の市民税の申告納付）<p>地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、引用条項を整理します。</p></li><li>○ 第73条の2及び第73条の3<p>固定資産課税台帳の閲覧又は記載事項の証明書の交付をする際に、DV被害者等を保護するために一定の措置を講じたものを閲覧又は交付する場合であっても、手数料を徴収することができることとします。</p></li><li>○ 付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）<p>地方税法の改正に伴い、引用条項を整理します。</p></li><li>○ 付則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</li></ul>			

地方税法において、熱損失防止改修（省エネ改修）が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置の対象が拡充されたことに伴い、文言を整理します。

○ 付則第12条及び付則第19条の2

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行：5%）とします。

○ 付則第28条（読替規定）

地方税法の改正に伴い、引用条項を整理します。

**【施行期日等】**

この条例は、令和4年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの</p> <p>ア～エ …… (略)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ～コ …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 …… (略)</p> <p>2～8 …… (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則で定めるところにより</u>、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供すること</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、規則で定めるもの</p> <p>ア～エ …… (略)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人<u>(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ～コ …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 …… (略)</p> <p>2～8 …… (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則で定めるところにより</u>、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供すること</p>

により、行わなければならない。

10～14 …… (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 …… (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

により、行わなければならない。

10～14 …… (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 …… (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、稲城市手数料条例に定めるところによる。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 15 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16・17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 …… (略)

2～8 …… (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 …… (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16・17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 …… (略)

2～8 …… (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 …… (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規

規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 …… (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 …… (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条の2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計

定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 …… (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 …… (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条の2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計



画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 ……（略）

（読替規定）

第28条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 ……（略）

（読替規定）

第28条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

以下余白



























## 第24号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩



稲城市告示第29号

専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

稲城市長 高橋 勝 浩



## 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案概要説明書

議案番号	第24号	担当課	市民部保険年金課
件名	専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）		
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和4年稲城市条例第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p><b>【専決処分の経過】</b></p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日までに、稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の関係規定を改正する必要性が生じたことから、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第2条（課税額）<p>国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円（現行63万円）に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円（現行19万円）に改めます。</p></li><li>○ 第21条（国民健康保険税の減額）<p>国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定に伴い、文言を整理します。</p></li></ul> <p><b>【施行期日等】</b></p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。</p>			

稲城市国民健康保険税条例の新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 …… (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 …… (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 …… (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p>

## 第25号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号））

令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

稲城市告示第62号

専 決 処 分 書

令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年5月25日

稲城市長 高 橋 勝 浩

令和 4 年 度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,267,395千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 5 月 25 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,358,605	200,395	6,559,000
	2 国庫補助金	820,080	200,395	1,020,475
歳入合計		36,067,000	200,395	36,267,395

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,401,385	11,255	3,412,640
	1 総務管理費	2,708,977	11,255	2,720,232
3 民生費		17,002,726	189,140	17,191,866
	1 社会福祉費	5,216,052	106,085	5,322,137
	2 児童福祉費	9,462,373	83,055	9,545,428
歳出合計		36,067,000	200,395	36,267,395



歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 200,395 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		計	節		
	目	補正前の額		補正額	区 分	金 額
2	国庫補助金	820,080	200,395	1,020,475		
	1 民生費国庫補助金	328,370	200,395	528,765		
				1 社会福祉費補助金	109,044	
				2 児童福祉費補助金	91,351	
	計	6,358,605	200,395	6,559,000		

説 明		
<b>(生活福祉課)</b>		<b>109,044</b>
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金(10/10)		105,000
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金(10/10)		4,044
<b>(子育て支援課)</b>		<b>91,351</b>
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金		91,351
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費補助金(10/10)		35,300
)		
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事務費補助金(10/10)		5,285
)		
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)事業費補助金(10/10)		40,850
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)事務費補助金(10/10)		9,916

第16款 国庫支出金

歳 出

第2款 総務費 (補正額 11,255 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	2,708,977	11,255	2,720,232	11,255	0	0	0	0
	1 一般管理費	1,929,574	2,081	1,931,655	2,081	0	0	0	0
					2,081	0	0	0	0
	9 電算管理費	469,867	9,174	479,041	9,174	0	0	0	0
					9,174	0	0	0	0
	計	3,401,385	11,255	3,412,640	11,255	0	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,657	<b>9 会計年度任用職員関係費 (人事課)</b> <b>2,081</b>
		<b>1 報酬</b> <b>1,657</b>
		その他報酬 1,657
		第1種会計年度任用職員報酬 1,657
3 職 員 手 当	137	<b>3 職員手当</b> <b>137</b>
		期末手当 (第1種会計年度任用職員) 137
4 共 済 費	287	<b>4 共済費</b> <b>287</b>
		市町村職員共済組合負担金 (一般職) 58
		短期負担金 53
		事務費 5
		健康保険負担金 39
		健康保険負担金 39
		厚生年金負担金 165
		厚生年金負担金 165
		労働者災害補償保険等 25
		労働者災害補償保険等 25
12 委 託 料	9,174	<b>1 電算管理運営費 (ICT推進課)</b> <b>9,174</b>
		<b>12 委託料</b> <b>9,174</b>
		システム開発委託 9,174

第3款 民生費 (補正額 189,140 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	5,216,052	106,085	5,322,137	106,085	0	0	0	0
	1 社会福祉総務費	397,623	106,085	503,708	106,085	0	0	0	0
					1,085	0	0	0	0
					105,000	0	0	0	0
2	児 童 福 祉 費	9,462,373	83,055	9,545,428	83,055	0	0	0	0
	1 児童福祉総務費	485,054	1,379	486,433	1,379	0	0	0	0
					1,379	0	0	0	0
	2 児童処遇費	8,453,549	81,676	8,535,225	81,676	0	0	0	0
					81,676	0	0	0	0
	計	17,002,726	189,140	17,191,866	189,140	0	0	0	0

区 分	金 額	説 明	
		節	明
3 職 員 手 当	1,085	1 人件費 (人事課)	1,085
		3 職員手当	1,085
18 負担金補助及び交付金	105,000	時間外勤務手当	1,085
		10 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 (生活福祉課)	105,000
		18 負担金補助及び交付金	105,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金	105,000
3 職 員 手 当	1,379	1 人件費 (人事課)	1,379
		3 職員手当	1,379
		時間外勤務手当	1,379
10 需 用 費	373	8 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 (子育て支援課)	81,676
1 消 耗 品 費	300	10 需用費	373
4 印 刷 製 本 費	73	① 消耗品費	300
		事務用	300
		④ 印刷製本費	73
11 役 務 費	975	封筒等印刷	73
		11 役務費	975
12 委 託 料	3,518	手数料	45
		支払金口座振替手数料	45
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	660	通信運搬費	930
		郵便料	930
18 負担金補助及び交付金	76,150	12 委託料	3,518
		給付事務職員派遣委託	3,512
		運用支援委託	3
		機器保守点検委託	3
		13 使用料及び賃借料	660
		システム機器等賃借料	660
		18 負担金補助及び交付金	76,150
		子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	35,300
		子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分)	40,850

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括 (単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	[169] (19) 508	375,516	1,984,282	1,630,042	3,989,840	761,875	4,751,715	
補 正 前	[168] (19) 508	373,859	1,984,282	1,627,441	3,985,582	761,588	4,747,170	
比 較	[1] (0) 0	1,657	0	2,601	4,258	287	4,545	

  

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 期 末・勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	
															補 正 後
	補 正 後	47,724	314,232	59,817	40,892	6,584	140,503	3,431	0	922,897	15,165	34,485	240	43,892	180
	補 正 前	47,724	314,232	59,817	40,892	6,584	138,039	3,431	0	922,760	15,165	34,485	240	43,892	180
	比 較	0	0	0	0	0	2,464	0	0	137	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。  
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
報 酬	1,657	低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金支給事業に伴う増分	1,657		月額報酬 通勤分 第1種会計年度任用職員 1人分
給 料	0	-	0		
職 員 手 当	2,601	低所得の子育て世帯生活支援 特別給付金支給事業に伴う増分	1,516		時間外勤務手当 期末手当 第1種会計年度任用職員 1人分
		住民税非課税世帯等臨時特別 給付金支給事業に伴う増分	1,085		時間外勤務手当

## 議案概要説明書

議案番号	第25号	担当課	企画部財政課						
件名	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号））								
<p><b>【概要】</b></p> <p>本案は、令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和4年5月25日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">36,067,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">200,395</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">36,267,395</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（第24弾）として、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等を支援するため、国の令和3年度補正予算（第1号）を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に係る経費の計上及び国の令和4年度予備費を活用した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係る経費の計上を行うものです。</p>				補正前の予算総額	36,067,000	補正額	200,395	補正後の予算総額	36,267,395
補正前の予算総額	36,067,000								
補正額	200,395								
補正後の予算総額	36,267,395								

以下余白

## 第26号議案

稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和4年6月10日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

矢野口地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。



稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道矢野口2175号線	矢野口2760番8地先	矢野口2760番20地先

## 議案概要説明書

議案番号	第26号	担当課	都市建設部管理課
件名	稲城市道路線の認定について（矢野口における民間宅地開発関係・1路線）		
<b>【概要】</b>  本案は、矢野口地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

# 第26号議案関係資料

## 案内図



# 位置図



